

福祉・介護職員処遇改善事業交付要綱

令和4年4月1日
4 福保障地第2号

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「補助金」という。）について、令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱（令和4年4月1日付障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、事業者に対し、福祉・介護職員の賃金改善を行うために必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、国実施要綱に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(賃金改善の対象)

第4条 本事業の対象は、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に勤務する福祉・介護職員とする。

また、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者（※1）、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

※1 障害福祉サービス経験者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「障害児通所支援の人員基準」という。）に規定する、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

※2 各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

※3 上記の他、各障害福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

- ① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）
- ② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）
- ③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」（児童指導員等加配加算におけるその他の従業者）

（補助対象事業）

第5条 令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする。

なお、消費税及び地方消費税については、補助対象に含めないものとする。

（補助金の交付額の算定）

第6条 補助金の交付額については、次の計算による。

交付額＝ $a \times b$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。

また、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス別交付率（別表1）

なお、別表2に掲げるサービスは、交付金の対象外とする。

（賃金改善の要件）

第7条 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

原則として、障害福祉サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。

また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分については、この限りではない。

(承認申請)

第8条 障害福祉サービス事業者等は、承認申請書（別記第1号様式）に、第9条の計画書を添えて、知事に補助金の対象としての承認申請を行うこと。

2 原則として、前項の申請に先立ち、令和4年2月分から賃金改善を行った旨を、「福祉・介護職員臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告シート」（令和4年2月1日付福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長事務連絡「『福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金』に係る賃金改善開始の報告について（依頼）」様式）により、知事に報告をしていなければならない。

ただし、やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているにもかかわらず報告を行っていない場合には、第9条の計画書の提出時に併せて報告すること。

(計画書の作成・提出)

第9条 計画書の作成

障害福祉サービス事業者等は、次の（１）から（５）までに掲げる事項について、国実施要綱の規定による福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「計画書」という。）により作成し、令和4年4月15日までに知事に提出しなければならない。

（１）補助金の見込額

賃金改善実施期間における補助金の見込額をいう。

（２）賃金改善の見込額

賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（アの額からイの額を差し引いた額をいう。）であって、（１）の額を上回る額をいう。

ア 補助金により実施される賃金の改善見込額を加えた福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額

イ 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額

令和3年2月から9月までの8か月間の福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額。

なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額を推定するものとする。

（３）ベースアップ等による賃金改善の見込額等

（２）のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善に要する見込額及び他の賃金項目による賃金改善に要する見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

（４）賃金改善実施期間

原則、令和4年2月から9月までの期間をいう。

（５）賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。

また、補助金により実施される賃金改善の他に、各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

(実績報告書の作成・提出)

第10条 障害福祉サービス事業者等は、次の（１）から（３）までに掲げる事項について、国実施要綱の規定による福祉・介護職員処遇改善実績報告書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「実績報告書」という。）により作成し、令和5年1月末日までに知事に提出し、2年間保存しなければならない。ただし、第9条に定める計画書を提出後、休廃止した施設・事業所については、別に指定する期日までに、知事に提出しなければならない。

なお、複数の施設・事業所について第8条に定める承認申請書および第9条に定める計画書の提出を一括して行った場合、実績報告においても同じ複数の障害福祉サービス事業者等について、一括して行うものとする。

(1) 補助金の総額

(2) 賃金改善所要額

各障害福祉サービス事業者等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（アの額からイの額を差し引いた額をいう。）であって、(1)の額以上の額を記載する。

ア 福祉・介護職員とその他の職員毎に支給した賃金の総額

イ 前年度の賃金の総額（前条（2）イの額）

(3) ベースアップ等による賃金改善の総額等

(2)のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

（届出内容を証明する資料の保管及び提示）

第11条 障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

(2) 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（変更の届出）

第12条 障害福祉サービス事業者等は、計画書に変更（次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の（1）から（3）までに定める事項を記載した変更の届出を行わなければならない。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

(2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合、国実施要綱の規定による計画書

(3) 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

（特別事情届出書）

第13条 障害福祉サービス事業者等は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、次の（1）から（4）までに掲げる事項を記載した特別な事情に係る届出書（別紙様式4。以下「特別事情届出書」という。）を届け出なければならない。

(1) 補助金の交付を受けている障害福祉サービス事業者等の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容

(2) 福祉・介護職員（その他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所については、その他の職員を含む。）の賃金水準の引下げの内容

- (3) 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み
- (4) 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

(補助条件)

第14条 補助金の交付に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別記の補助条件を付するものとする。

(暴力団の排除)

第15条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

(適用除外)

第16条 東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第2条の規定による適用除外についての知事の指定を受けるものとする。

(留意事項)

第17条 障害福祉サービス事業者等は、以下の点に留意しなければならない。

- (1) 障害福祉サービス事業者等は、次のとおり補助金の交付要件の周知・確認等を行う。
 - ア 賃金改善方法の周知について
障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知しなければならない。
また、職員から補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答しなければならない。
 - イ 労働法規の遵守について
補助金の目的等を踏まえ、労働基準法等を遵守しなければならない。
 - ウ 様式の取扱い
処遇改善加算等と同様、様式の取扱いについては以下のとおりとする。
 - (ア) 計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、障害福祉サービス事業者等が適切に保管し、都からの求めがあった場合には速やかに提出すること。
 - (イ) 国実施要綱に規定する様式について押印は要しないこと。
 - エ その他
 - (ア) 本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善等加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。
 - (イ) 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（補助金の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。
- (2) 補助金は、毎月、障害福祉サービス等報酬総額が確定した段階で支払うことを基本とする。ただし、令和4年2月及び3月分については、同年4月分と合わせて支払うこととする。

また、交付額の算定根拠となる毎月の障害福祉サービス等報酬総額は、障害福祉サービス事業者等が東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）等へ送付した請求情報に基づくこととなる。

なお、都が補助金の支払を連合会に委託している障害福祉サービス等事業者については、委託先である連合会から交付金が支払われる。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めのない事項は、別途福祉保健局長が定めることができる。

附 則

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	3.6%
重度訪問介護	3.6%
同行援護	3.6%
行動援護	3.6%
重度障害者等包括支援	3.6%
生活介護	1.1%
施設入所支援	2.6%
短期入所	2.6%
療養介護	2.6%
自立訓練（機能訓練）	1.7%
自立訓練（生活訓練）	1.7%
就労移行支援	1.3%
就労継続支援 A 型	1.3%
就労継続支援 B 型	1.3%
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%
児童発達支援	1.9%
医療型児童発達支援	1.9%
放課後等デイサービス	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	1.9%
保育所等訪問支援	1.9%
福祉型障害児入所施設	3.5%
医療型障害児入所施設	3.5%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

別表 2 交付金対象外サービス

サービス区分	交付率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

別記

補助条件

1 交付申請及び交付決定の省略

本補助金は、第6条の交付額の計算方法により算定するが、第17条（2）において「交付額の算定根拠となる毎月の障害福祉サービス等報酬総額は、障害福祉サービス事業者等が東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）等へ送付した請求情報に基づくこと」及び「補助金は、毎月、障害福祉サービス等報酬総額が確定した段階で支払うことを基本とする」としているため、交付申請及び交付決定は省略する。

2 承認事項

次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （1）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

- （1）知事は、補助対象事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付要件又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （2）（1）の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （1）知事は、第10条の実績報告書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助事業が補助金の交付要件又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- （2）第10条の規定による実績報告は、（1）の命令により必要な処理をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 補助金の返還

- （1）知事は、補助対象事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、既に交付された一部又は全部の補助金について、期間を定めて返還を命じるものとする。
 - ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合

オ 交付を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

- （２）知事は、補助対象事業者が第 10 条の規定により実績報告書を提出した場合において、補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら第 13 条の特別事情届出書の届出が行われていない等、交付要件を満たさない場合には、期間を定めて返還を命じることができる。

7 違約加算金

- （１）補助対象事業者は、6（１）の規定により既に交付された一部又は全部の補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日の日（補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- （２）（１）の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた補助金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。

8 延滞金

- （１）補助対象事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- （２）（１）の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

9 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

10 財産処分の制限

- （１）補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。
- （２）補助対象事業者が知事の承認を受けて（１）の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を都に納付させることがある。
- （３）補助対象事業者は、本補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

11 関係書類及び帳簿の整理保管

補助対象事業者は、補助事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保管しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金の交付を受けてはならない。

別記第 1 号様式

令和 年 月 日

東京都知事 殿

(法人名)

(職名・代表者名)

令和 4 年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金
対象事業者承認申請書

標記について、令和 4 年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象事業者としての承認が
なされるよう、別添のとおり、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書を添えて申請する。

(添付書類)

- 1 交付金別紙様式 2－1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書
- 2 交付金別紙様式 2－2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金計画書（施設・事業所別個表）